

2Gp-8 商品券（地域振興券）支給政策を所得・代替効果から考える（所得税減税と比較して）

森 英子（元鈴峯女子短大）

動機 政府が提案した初期は、世紀の愚策と酷評された商品券支給が実施決定・具体化された。賛否両論喧しいが、経済理論の対象として、取るに足らぬというのか、エコノミストは賛否の理由を深く掘り下げていない。私は、たまたま、個別の税・補助金の（一括の税・補助金と比較しての）死重損失を論じていたので、その角度から商品券支給の政策効果を、実施具体条件の前提の下で、論じ予測してみたいと思った。

方法 使用方法に制約条件が全く無いならば、（一人当たり2万円以下しか消費支出しない者は、いないだろうから）商品券支給と所得減税と効果は同じである。どちらも所得が増加するのであり、増加分は何の消費支出にでも充当出来る。すなわち、所得効果を生じるが、代替効果は生じない。しかし、商品券使用に制約条件が付くと代替効果が生じる。課税・補助金支給などで、所得が減増する場合に、所得効果と代替効果を分けて考えることは重要である。死重損失すなわち非効率を生じるのは、代替効果のみである。よって、必然的に制約条件の付く商品券を、所得・代替効果の見地から分析する。

結果 代替効果は、消費者が課税・補助金との兼ね合いで支出や購入量を裁量可能な場合に生じる。上述の、消費支出が商品券2万円以下であったならば、交付によって2万円までは支出を増やすだろう。使用期限が半年、有効地域は同地域内、支払い対称は公租公課・公共料金・諸カードなど除外があり、ために、緊急必要でない支出、他地域で購入したい品、支出予定順位か後の物で代替する非効率を生じる。しかし、政府は意図する政策目標の為には、非効率を容認する。商品券も代替効果・非効率であってこそ意義がある。